

生活指導上の諸規定

(1) 服装

① 男子

- ・ 第1ボタンを留め、ネクタイを着用すること。
- ・ 防寒のため、ブレザーの内側にベスト・セーターの着用を認める(本校指定品に限る)。
- ・ 長袖シャツ着用時は、第1ボタンを留め、必ずネクタイを着用する。
- ・ セーターは長袖シャツの上のみ着用可(本校指定品に限る)。

② 女子

- ・ 第1ボタンを留め、リボンを着用すること。
- ・ 防寒のため、ブレザーの内側にベスト・セーターの着用を認める(本校指定品に限る)。
- ・ スカート丈は膝の中心が隠れる長さとする(通年)。
- ・ スラックス着用時はネクタイを着用すること。
- ・ 長袖ブラウス着用時は、第1ボタンを留め、必ずリボンを着用する(セーター・ベスト着用時も)
- ・ セーターは長袖ブラウスの上のみ着用可。

共通事項

- ・ 靴下は無地で、くるぶしが完全に隠れる長さとする。色は黒または紺。

(2) 防寒着・マフラー・手袋

- ・ 着用期間は11月1日～3月31日。
- ・ 形・色は華美でないものを選び、登下校にふさわしいものとする。
- ・ 防寒着をブレザーの内側に着用することは禁止。

(3) 通学靴

- ・ 型・色は華美でないものを選び、登下校にふさわしいものとする。
- ・ ブーツ・ハイカットは禁止。

(4) 異装

- ・ やむを得ず制服を着用できない場合は、異装願いを提出し、学校の許可を得ること。
- ・ 異装願いの対象は病気その他、学校が認めた場合に限る。

(5) 頭髪

- ・ 男子：清楚・清潔を保ち、パーマ・染色・脱色等の加工は禁止。
- ・ 女子：清楚・清潔を保ち、パーマ・染色・脱色等の加工は禁止。華美な髪飾りの使用も禁止（ピン・ヘアゴム等は黒・紺・茶の華美でないものに限る）。

禁止する行為

健全な学校生活を営み、よりよく成長するため、次の行為があった場合は指導を行う。

1. 他人の心身を脅かす行為
2. 暴言や差別的な言葉の使用
3. 人の尊厳(人格)を傷つける行為
4. 他人の金品を奪う行為
5. 学習環境を妨害する行為(授業妨害等)
6. タバコ、喫煙具の保持や使用
7. 人を傷つける、または自身を傷つける目的で作られた物品の所持・使用
8. 学業における不正行為(カンニング等)
9. 学校の物品や環境に損害を与える行為
10. 全体に対する脅威(悪質な行為の予告、ネット等での学校への威嚇・中傷)
11. 交通ルール違反
12. 無届・無許可行為(アルバイト、自動車学校等)
13. 学校の教育活動(授業、生徒会活動、部活動等)を利用した選挙運動や政治的活動
14. 法律・条例・校則に反する行為や高校生としてふさわしくない行為
15. 正当な理由なく欠席・遅刻・早退すること
16. パチンコ店等の不健全な店舗への出入り
17. 飲酒・喫煙・暴行・窃盗など高校生としてふさわしくない行為
18. 無断外泊(やむを得ない場合は必ず保護者の承諾を得る)
19. 本人の同意なく個人情報第三者に提供すること
20. 他人の知的所有権を侵害すること
21. 自動二輪免許の取得
22. 自動二輪車の運転および同乗